

第1節 処置料

I 0 0 3 初期う蝕早期充填処置

【名称の見直し】

【点数の見直し】

I 0 0 8 根管充填（1歯につき）

【注の削除】

【新設】

初期う蝕早期充填処置

122点

注1 加圧根管充填を行った場合は、単根管、2根管又は3根管以上の所定点数に、128点、152点又は184点をそれぞれ加算する。ただし、区分番号M000-2に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料に係る地方厚生局長等への届出を行った保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、この限りでない。

(新設)

初期う蝕早期充填処置（1歯につき）

124点

(削除)

I 0 0 8 - 2 加圧根管充填処置（1歯につき）

- 1 単根管 130点
- 2 2根管 156点
- 3 3根管以上 190点

注1 区分番号M000-2に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料に係る施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において算定する。
2 特定薬剤の費用は、所定点数に含まれる。